

税務手続の電子化に向けた具体的な取組（国税）

- 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進。
 - ・働き方の多様化(副業・兼業、雇用的自営の増加等)が進み、税務手続を行う者の増加・多様化が見込まれる中、ICTの活用等を通じて、すべての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる納税環境を整備する。
 - ・官民を含めた多様な当事者がデータをデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る。
- そのため、以下に掲げた取組をスピード感をもつて進める。各取組の具体的な内容(イメージ)等は以下の通り。
 - ・②を付した取組は、財務省・国税庁において(所要の税制改正・予算措置等を前提として)実施できる施策。これらについては、原則すべて今後数年間(概ね2~3年程度)で実現を図る。
 - ・☆を付した取組は、実施にあたり関係省庁等の協力(省庁横断的な検討作業、マイナポータルの整備・活用等)が必要となる施策。それらの進捗を踏まえ、財務省・国税庁としてもタイムリーかつ積極的に取組を進める。

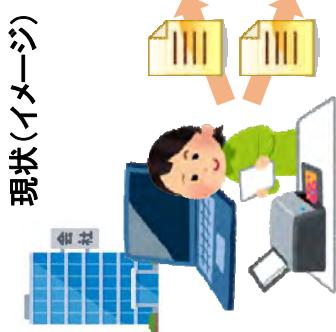
1. 個人（所得税関係）

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
e-Taxの認証手続の簡便化	スマートフォンによる電子申告は未対応	② 特にニーズの強い基本的な申告の類型について、 <u>スマートフォン等からの電子申告</u> を実現。(H31.1) ⇒その後も、「スマホ申告」の対象範囲を随時拡大。基本的に <u>にスマートフォン等</u> で手続が完結する仕組みを目指す。	・スマートフォンの世帯保有率 71.8%(28年) (総務省「通信利用動向調査」)
ID・パスワード(PW)に加え、マイナンバーカード・ICカードドリーダライタによる本人認証が必要	ID・パスワード(PW)に加え、マイナンバーカード・ICカードドリーダライタによる本人認証が必要	② 本人確認に基づき発行されたID・PWのみ(マイナンバーカードなし)でe-Tax利用可能に。(H31.1) ※また、マイナ樱花カードを用いる場合には、e-TaxのID・PWを省略可能に。	・所得税確定申告者 2,151万人(27年分) ・所得税の電子申告利用率 52.1%(27年度)

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
納税者(被用者を含む)は、各種控除関係書類を書面で收受し、申告書を作成確定申告・年末調整手続の電子化	<p>◎ 保険者の医療費通知データを活用し、簡便に医療費控除申告を行う仕組みを整備。(H30.1) (注)実施可能な医療保険者から段階的に実施</p> <p>◎ 年末調整について、控除関係機関(保険会社・銀行等)⇒被用者⇒雇用者という情報の流れを電子化。年末調整手続が基本的にオンラインで完結する仕組みを整備。 (注)実施可能な控除関係機関や雇用者(源泉徴収義務者)から段階的に実施</p> <p>被用者：PCやスマホ等による手続が可能に。</p> <p>雇用者：画面を確認・保管する事務負担が軽減。</p> <p>☆ 将来的には、マイナポータル等において、必要な情報を一元的に確認し、活用することができる仕組みを検討。</p> <p>☆ マイナポータル等を通じて、納税者個々のニーズにあたったカスタマイズ型のタイムリーな情報配信を行う方策を検討。</p>	<p>納税者(被用者を含む)は、各種控除関係書類を書面で收受し、申告書を作成確定申告・年末調整手続の電子化</p> <p>↑</p> <p>雇用者(源泉徴収義務者)は、書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っている</p> <p>↑</p> <p>税、年金等の手続きを個別に実施</p> <p>手続のワンストップ化</p>	<p>医療費控除の申告者数 715万人(27年分) ・年末調整を行った給与所得者 4,348万人(27年分) ※このうち、生命保険料控除適用 3,123万人 地震保険料控除適用 730万人 住宅ローン控除適用 3,222万人 354万者(29年6月末) ・給与所得の源泉徴収義務者数 1,668万人(27年)</p> <p>国税当局</p> <p>税務署</p> <p>会社</p> <p>雇用主(源泉徴収義務者)</p>

2. 法人（法人税関係）

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
電子申告の普及促進	電子申告のは道半ば ICTで作成された申告データが必ずしもデータのまま提出されていません	<ul style="list-style-type: none"> ◎ e-Taxシステムの機能改善、提出書類の簡素化、電子署名の簡便化等を着実に実施。 ◎ 大法人は、未利用者や税理士への利用勧奨等を行なう ◎ 中小法人は、電子申告利用率を85%以上に引き上げ。(H31年度迄) ⇒ 将来的に、ICT環境等を勘案しつつ、中小法人にも電子申告を義務化し、電子申告利用率100%を目指す。 	<p>・大規模法人※ ※国税局調査部所管法人(原則、資本金が1億円以上の法人)</p> <p>・大規模法人の電子申告利用率 52.1%(27年度)</p> <p>・その他の法人 305万社(29年6月末)</p> <p>・その他の法人の電子申告利用率 75.5%(27年度)</p>
法人設立関係手続のオンライン・ワントップ化	法人設立にあたり、国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 国税・地方税の法人設立関係手続について、申請データの一括作成・電子的提出の一元化を実現。(H31年度) ☆ さらに、社会保険・登記を含むすべての法人設立関係手続について、オンライン・ワントップ化。 	<p>・法人設立届の提出件数 14万件(27年度)</p>



現状(イメージ)



今後の取組(イメージ)

・e-Taxを利用しない場合、書面で手続。税務当局は入力・読み取り(再データ化)して処理。
・国・地方に同じ情報を提出することもある。

・データをデータのまま提出しやすい環境を整備。利便性を高め e-Tax 利用を促進。
・行政機関間のデータ連携を進め、情報提出の重複を削減(ワントップ化)。



(注) 地方税から国税に情報提供が行われるケースもある。

3. その他（個人、法人共通）

目標	現状	今後の取組（イメージ）	参考
行政機関間のデータ連携大	データ連携が十分でない場合、各機関に同じ情報を繰り返し提出する必要	◎☆ 国税・地方税の法人設立手続等の電子的提出一元化、法務省との不動産登記情報のデータ連携等を進め、 情報提出の重複を削減（ワンスオソニー化）。 	・法人設立届の提出件数 14万件(27年度) ・住宅ローン控除(初年度分)※の申告者数 ※登記事項証明書(不動産)の添付を要する 56万人(27年分)
電子帳簿等保存制度の利用促進	電子帳簿を利用しない場合、ICTで作成・管理する帳簿書類を書面で保管する必要	◎ 電子帳簿等保存制度の利用を促進し、事業者の文書保存に係る負担を軽減。 	・電子帳簿等保存制度の利用件数 約19万件(29年6月末)
納付のキャッシュレス化推進	現金納付が依然多い、現金納付の場合、納税者は金融機関や税務署に赴き納付を行ふ必要	◎ 地方税の電子納税のインフラ整備とあわせ、国税の納付も利便性を向上。国税・地方税の納付のキャッシュレス化を推進し、現金納付に伴う手続負担を軽減。 	・窓口での現金等による納付※ 金融機関 72.0% 税務署 3.6% ※国税の納付金体に占める割合 (件数ベース)(28年度) ・個人消費に占める 現金等による支払 49.5%(27年度) (クレディセイエン決算説明会資料)

税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュール（イメージ）

個人
稅
(所得稅
關係)

法人税
(法人
閑置)

通人法共

- ◎スマホ申告の実現 (H31. 1～段階的に対象範囲拡大)
 - ◎ID・PWのみ(またはマイナンバーカードのみ)でe-Tax利用可能 (H31. 1～)
 - ◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用 (H30. 1～段階的実施)
 - ◎年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備
(被用者：PC・スマホ等での手続の実現、
雇用者：書面確認・保管の負担軽減)
 - ☆技術の進展や政府方針等を踏まえたe-Taxの認証手続の一層の利便性向上
 - ☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に必要な情報を一元的に確認し活用する仕組みの整備 (将来的課題)
 - ☆マイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信
 - ☆マイナポータルによる税、年金等の手続のオンライン・ワンストップ化
 - ◎電子申告の普及促進 (大法人：e-Tax義務化、
中小法人：e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化)
 - ◎国税・地方税の法人設立関係手続のオンライン・ワンストップ化 (H31年度)
 - ◎☆行政機関間のデータ連携拡大 (情報提出の重複削減(ワックスオノリー化))
 - ◎電子帳簿の普及促進(文書保存の負担軽減)
 - ◎納付のキャッシュレス化推進(現金納付の手続負担軽減)